

第五十九回 帝國議會衆議院

# 勞動者災害扶助法案外二件委員會議錄(速記)第二回

# 付託議案

## 労働者災害扶助法案(政府提出)

## 労働者災害扶助責任保険法案(政府提出)

## 労働者災害扶助責任保険特別委員会計上記

卷之六

ニアリマシタコトモ聞及ンデ居リマスガ、是モ來年一月一日カラト云フコトデアリマシタナラバ、ソレ等ノ人々モ左程困ラズニ、此法律ノ要求ニ應ジ得ルト思ヒマス、旁以テ明年一月一日ヲ施行期日ニ致シマシタコトハ、決シテ無理ハナイト考ヘテ居リマス。

○崎山委員 之ニ對シテ少シモ延期スルト云フヤウナ御意思ハナイノデアリマスカ

○吉田政府委員 サウ云フ考ハ持ッテ居リマセヌ

○崎山委員 此腹案ヲ拜見致シマスト、一定ノ規模ガ此處ニ掲ゲラレテアリマスガ、此規模以下ノ事業ニ對シテハ適用シナイト云フヤウニナッテ居リマスガ、若シ此一定ノ規模、即チ一萬圓トカ、或ハ千人トカト云フモノガ、事業主ニ於テ若シ仕事ヲ分割シテ、規模以下ニ引下ゲテ仕事ヲシタ場合ニ於テハ、ドウ云フ風ニ取扱フ御積リデアリマスカ、譬へテ申シマスナラバ、建築ヲヤル場合ニ、基礎工事ハ基礎工事、建物ハ建物、裝飾ハ裝飾ト云フ風ニ別々ニヤリマスレバ、一萬圓ノモノトスレバ、其一萬圓ヲ三ツニ分割スルコトガ出來ル、サウ云フ場合ニハ、此適用ヲ免レルコトガ出來ル、サウ云フモノニ對シテハ、ドウ云フ方法ヲ取ラレマスカ

○吉田政府委員 サウ云フ考ハ持ッテ居リマセヌ

○崎山委員 サウスルト結局規模以下デヤッテ居ルト、其適用ヲ免レ得ルモノデアリマスカ、其儘デ差支ナイトシテハ、ドウ云フ御取扱ヲ致スノデアリマスカ

○崎山委員 サウスルト結局規模以下デヤッテ居ルト、其適用ヲ免レ得ルモノデアリマスカ、是等ノ範圍

○富田政府委員 前ニ御指摘ニナリマシタ、一ツノ契約ヲ基礎トスルノデアリマスカラ、箇々別々ニ契約ガアリマシタ場合ニハ、只今御答致シマシタヤウニ、一々々々トシテ本法ヲ適用スルノデアリマスカ

○富田政府委員 鐵道省ナラ鐵道省ガ直接工事ヲスル場合ニ於テ、適用ガアルノデアリマスカ

○富田政府委員 直營工事ニハ無論適用ガアルノデアリマス

○崎山委員 サウスルト官廳ヲ企業家ト看做シテ取扱フノデアリマスカ

○富田政府委員 第一條ノ第二項ニマス

ハ、明カリ「國道府縣、市町村又ハ勅令ヲ以テ指定スル公共團體ノ直營工事」ト云フコトヲ書イテアルノデ、國、

○崎山委員 其點ハソレデ宜シウゴザ度デ御止メニナリマスカ、是等ノ範圍

○富田政府委員 本法ノ保険ニ致シマスル趣旨ハ、成ベク危険ヲ分散シテ、

○吉田政府委員 此扶助致シマスル範圍ヲ、二週間以上ノ休業扶助料及ビ療養費ト云フヤウナ、小サイ傷害ニ付キ

○吉田政府委員 此扶助致シマスル範圍ヲ、二週間以上ノ休業扶助料及ビ療養費ト云フ點ニ、只今豫定シテ居ルノデアリマスガ、當業者方面ニ於テモ、

○吉田政府委員 其期限ニ對シテ、若干短縮シテ貰ヘナ

○吉田政府委員 イカト云フ希望ヲ申出テ居ルノデアリマス、當局ト致シマシテハ、大體二週間ヲ超ユルモノト致シテ、事務ノ簡捷

○圖リタイ積リデアリマスガ、併ナガ  
ラ當業者カラ只今ノヤウナ希望モアル  
ヤウデアリマスシ、危險分散ト云フ趣  
旨ヲ達スルニハ、仰セノ如ク期間ガ短  
イモノモ、保險ニ含メルト云フコトノ  
方ガ結構ナノデアリマス、其點ハ能ク  
考慮致シテ置キタイト考ヘマス  
○崎山委員 其點ハ能ク諒解致シマシ  
タ、災害統計ノ確實ナルモノガ中々ナ  
イノデアツテ、而モ其保險率ノ算定モ  
甚ダムヅカシイコト、思ヒマスガ、試  
驗的ニ算定スルトシマスレバ、土木建  
築業者以外ノ工場トカ、礦山トカ云フ  
モノハ、是ハ大體ニ統計ヲ取レテ居ツ  
テ、非常ニ樂ナノデアリマスガ、斯ウ  
云フモノヲ保險ニ入レルト云フト、算  
定ノ確實ナルモノガ、結局得ラレナイ  
ト云フヤウナ感ジガスルノデアリマ  
ス、ソコデ工場法トカ或ハ礦山法ニ依  
ルモノハ、當分之ヲ除外シテ置イテ、  
取敢ヘズ此土木工事等ノモノダケヲヤ  
ツタノダト云フコトニ付テハ、ドウ云  
フ風ニ御考ニナリマスカ

○富田政府委員 今吾々ガ考ヘテ居リ  
マスコトハ、土木建築ヲ先以テ強制國  
營保險ニシテ、其他必要ト認メルモノ  
ハ、勅令デ以テ指定スルコトニシテ居  
リマス、其他ノモノハ任意加入デ、此  
保険制度ニ入ツテ來テモ、入ラヌデモ、  
ドチラデモ宜シイト云フ制度ヲ採ツテ

居ルノデアリマス、工場、鑛山ニ付テ  
ハ、之ヲ強制加入トスルノデハナイノ  
デアリマス、任意ニ加入シテ來ルノデ  
アリマス、隨テ工場、鑛山ニ付テハ、  
無論統計モアリマスカラ相當ノ經驗ヲ  
持ツテ居ルノデアリマスガ、十分調査  
シテ、順次任意加入ヲ認メル積リデ居  
リマス、土木建築ヲ強制ニ致シマシタ  
ノハ、御承知ノ通リニ土木建築ハ、非  
常ナ資力ヲ持ツテ居ル請負者モアリマ  
ス、又非常ニ薄弱ナ資力ヲ持ツテ居ル  
者モアリマス、斯ウ云フ關係カラシ  
テ、之ヲ一樣ニ強制保險ニスルト云フ  
コトデナケレバ、容易ニ労働者ノ扶助  
ノ確保ト云フキモノガムヅカシイ關係  
モアリマシテ、強制保險ト致シタノデ  
アリマス、御承知ノヤウニ當業者カラ  
モ切ナル希望モアリマシテ、ソレ等ノ  
希望モ相當事由アルモノト考ヘマシタ  
爲ニ、強制保險ニ致シタヤウナ次第デ  
アリマス

レバナラヌト云フヤウナ結果ニナッテ  
來ルト思ヒマスガ、是等ノ點ニ付テ、  
ドウ云フ風ニ算定ノ基礎ヲ置イテヤツ  
テ行カウト云フ御考デアリマスカ  
○吉田政府委員 事務費ニ付キマシテ  
ハ、強制加入ノモノモ、任意加入ノモ  
ノモ、一本デ事務費ハ扱フノデアリマ  
スノデ、御心配ノ如キ任意加入ノモノ  
ガ入ツタ爲ニ——其分量ダケハ事務費  
ヲ増シマスケレドモ、特ニ其爲ニ入ツ  
タ割合以上ニ、事務費ガ増スデアラウ  
ト云フコトハ考ヘナイノデアリマス、  
尙ホ保険料ノコトニ付テハ、事務費モ  
保険料其他ノ收入ニ依ツテ支辨セラレ  
マスガ、危險ノ程度ニ依リマシテ、危  
險統計モ分ツテ居リマスカラ、其邊ノ  
不公平ハ起ルマイト思ヒマス、尙ホ任  
意加入ノ事業デ、調査、統計ノ不十分  
ト認メルガ如キ御心配ノアツタヤウナ、  
意加入ヲ開始シナイ積リデアリマス、  
工場、鑛山等ニ付テモ、調査ノ出來ル  
ニ從ツテドン／＼擴張シテ行ク積リデ  
アリマス

○吉田政府委員 國家ト致シマシテ  
ハ、豫算デ御承知ニナル通リニ、準備ニ要スル費用ヲ若干持ツコトニナッテ居リマスガ、其以後ニ於キマシテハ、是ハ當業者ノ扶助責任ヲ果スニ付テ、當業者間ニ危險ヲ分散スルト云フ趣意ヲ以テ、保險ヲ開始スルノデアリマスカラ、當業者ノ事務ニ屬スル支拂ニ付キマシテ、其義務者ノ間デ危險ガ分散セラレテ、支拂ニ便宜ナヤウニト云フ趣旨デ、此保險ヲ立テルノデアリマスカラ、其保險ニ付キマシテ、事務費、其他ヲ國家デ負擔スペシト云フ理由ハ、少イト考ヘルノデアリマスノデ、只今考ヘテ居リマスヤウナ、國家ガ負擔セナイト云フ計畫ガ、適當デアラウト思ツテ居リマス

均賃銀二圓五十三錢、二圓五十四錢、ト云フ風ニナッテ居リマスガ、ソレ等ノ參考書類ヲ戴キタイト思ヒマス、同時ニ一人當リノ扶助費ト云フノガ三錢幾ラト云フコトニナッテ居リマスガ、是モ参考材料ヲ頂戴シタイト思ヒマス、是デ質問ヲ打切リマス

○原委員 根本問題トシテ御尋シタイコトハ、第五十六議會ノ田中内閣ノ當時ニ本案ヲ出シタノデアリマスガ、其當時ト今度御出シニナッタ法案トガ、内容ガ少シク變ツテ居ルヤウデアリマスガ、其改正ノ趣旨ハ、形式的ノ點モアリマセウケレドモ、根本ノ方針ハ、田中内閣當時ヨリハ、勞働者本位ノ利益ノ爲ニ制定シタノデアルカ、或ハ事業主本位ノ爲ニ傾イタト云フ傾向デアルカ、田中内閣ノ當時提出シタ法案ト、ドノ點ガドウ云フ趣旨ニ基イテ改正セラレタカト云フ、此事業主ト即チ勞働者トノ保護ノ關係ノ不利益ノ點ハ、ドツチニヨリ利益ニナッテ居リマスカ、其根本ヲ御聽キシタイ

○吉田政府委員 前回出マシタ法案

モ、今回提案致シテ居リマスルモノモ、労働者ノ災害ニ際シテノ保障ラスルト云フ點ニ最モ力ヲ注ギ、申サバ勞働者本位ノ立法デアル點ハ、少シモ變ラヌト思ヒマス、尤モ前回出マシタ法案ト、今回出マシタ法案ト違ツテ居リ

マスコトハ、事業主トノ間ニ於ケル責任ノ遂行ニ關シマシテ、責任保險ト云フモノヲ開始致スト云フコトニ、今回ノ法案デハナッテ居ルノデゴザイマシテ、是亦事業主モ便利デアルト同時ニ、扶助ヲ受ケマスル勞働者ガ、ソレダケ扶助ノ基礎ガ確立スル、容易ニ扶助ガ受ケラレルト云フ點カラ致シマシテ、ヤハリ結局ハ勞働者ノ利益ニナルコトナノデアリマス、趣意トスル所ニ於キマシテ、兩回ノ法案ニ於テ、何等異ナル所ハナイト思ヒマス

○原委員 其點ニ付キマシテハ、先ニ行ツテ御尋スルト致シマシテ、此規定ノ細カイ内容ニ付テ、吾々ハ別ニ反對ハアリマセヌガ、此第二條ニ於キマシテノ「當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スベシ」ト云フ此「生計ヲ維持シタル者」ト云フノハ、ドウ

云フ範圍マデ入ルノデアリマスカ

○原委員 是ハ工場ニモ用例ノアル所デアリマシテ、内縁ノ妻ト云フモノヲ見テ居ルノデアリマス

○原委員 ソレデハ次ニ御伺致シタイモスガ、第三條ノ「前條ノ事業主トハ勞働者ヲ使用シテ事業ヲ爲ス者ヲ謂フ」第一條ノ一項ノ場合ニ付キマシテハ、實際業態ノ方法ガ多少違ツテ居ルノデアリマシテ、ソレハ第四條ニ第一條第一項第一號ノ場合ニ付キマシテハ、特別ノ規定ガアルノデアリマス、ソレハ

云フ、此二ツノ法律上モ區別ハ、ドウ行ツテ御尋スルト致シマシテモ、又其分割スル場合ニ於キマシテモ、又其分割シタル者ヲ扶助スルト云フ所ニ於キマシテ御決メニナルノデアリマスカ

○富田政府委員 實ハ此收入ニ依リ生計ヲ維持スルト云フ言葉ニ付キマシテハ、可ナリ沿革モアル言葉デアリマシテ、工場等ニ於テモ解釋ハ一定シテ居ルノデアリマシテ、其人ノ生活ガ専ラスルモノ、密接ナル者ハ内縁ノ妻デアルト云フ考カラ、解釋ヲ一定シテ居ル譯デアリマス

○原委員 ソレデハ次ニ御伺致シタイモスガ、第三條ノ「前條ノ事業主トハ勞働者ヲ使用シテ事業ヲ爲ス者ヲ謂フ」第一條ノ一項ノ場合ニ付キマシテハ、實際業態ノ方法ガ多少違ツテ居ルノデアリマシテ、ソレハ第四條ニ第一條第一項第一號ノ場合ニ付キマシテハ、特

別ノ規定ガアルノデアリマス、ソレハ

例ヘバ第一條第一項ノ場合ニ於キマシ

テハ、土木建築ノヤウナ數次ノ請負ノ事業ガ行ハレルト云フノト、ヤリ方ガ多少異ッテ居ルノデアリマス、譬ヘテ見マスト、「セメント」ノ會社ガアリマシテ、山ヲ持ッテ居ルト云フヤウナ場合ニ「セメント」會社ガ或ル請負人ニ其レヲ又「セメント」會社ガ購入スルト云フヤウナ場合ニハ、第四條ノ會社ハ即チ注文者デアリマシテ、其請負ヲ爲ス者ハ事業主デアリマス、其關係ニ於キマシテハ、土木建築ノ數次ノ請負ニ行キマスノト、只今申シマシタ「セメン	合ニ岩ガ突出シテ居ル、サウ云フ時ニソレヲ打壊ハス、其打壊ハス時ニ元請
ト云フモノガアッテ、此區域ハオ前ガヤツテ吳レ、此區域ハオ前ガヤツテ吳レト云フ關係ハ、同ジヤウニ起ル譯デハアリマセヌカ	ト云フモノガアッテ、此區域ハオ前ガヤツテ吳レ、此區域ハオ前ガヤツテ吳レト云フ關係ハ、同ジヤウニ起ル譯デハアリマセヌカ
○富田政府委員 其縣道ニアリマスルモノヲ打壞ハストカ云フ、除却スルモノハ、即チ土木ニ關スル工事ト解釋スルノデアリマス	○富田政府委員 其縣道ニアリマスルモノヲ打壞ハストカ云フ、除却スルモノハ、即チ土木ニ關スル工事ト解釋スルノデアリマス
○原委員 サウ致シマスト、何處マデモ「土石砂礫ヲ採取スル事業ニシテ」此範圍ニ限定サレル譯デスネ、此「土石砂礫ヲ採取スル事業ニシテ」ト云フ關係ニ於テハ、下請關係ナドト云フモノハ起ラナイト云フ御鑑定デアリマス	○原委員 サウ致シマスト、何處マデモ「土石砂礫ヲ採取スル事業ニシテ」此範圍ニ限定サレル譯デスネ、此「土石砂礫ヲ採取スル事業ニシテ」ト云フ關係ニ於テハ、下請關係ナドト云フモノハ起ラナイト云フ御鑑定デアリマス
○原委員 第三條ト第四條ノ中ニハ、第一條ノ數次ノ關係ト云フコトガ現ハレテ居ラナイヤウニ思ヒマス、私ノ言フノハ、第一條ノ場合ニ於テモ、此下請關係トカ云フ問題ハ起ラナイノカト、斯ウ云フ意味ナノデス	○原委員 第三條ト第四條ノ中ニハ、第一條ノ數次ノ關係ト云フコトガ現ハレテ居ラナイヤウニ思ヒマス、私ノ言フノハ、第一條ノ場合ニ於テモ、此下請關係トカ云フ問題ハ起ラナイノカト、斯ウ云フ意味ナノデス
○富田政府委員 起ラナイト思ヒマス、特別ノ場合ニハ今申シマシタヤウナ關係ガ行ハレルノデアリマシテ、土木建築ノ場合ノミニ起ルノデアリマス○原委員 デスケレドモ、「地下ニ於テ作業ヲ爲スモノ」デスカラ、作業ヲ命ズル、或ハ今言フ火薬ヲ用ヒテ、例ヘバ道路ノ一方ニ、縣道ノ修復ヲスル場	○富田政府委員 起ラナイト思ヒマス、特別ノ場合ニハ今申シマシタヤウナ關係ガ行ハレルノデアリマシテ、土木建築ノ場合ノミニ起ルノデアリマス○原委員 デスケレドモ、「地下ニ於テ作業ヲ爲スモノ」デスカラ、作業ヲ命ズル、或ハ今言フ火薬ヲ用ヒテ、例ヘバ道路ノ一方ニ、縣道ノ修復ヲスル場
云フコトハ、丁度三條ニ於テ元請人ヲ	云フコトハ、丁度三條ニ於テ元請人ヲ
○吉田政府委員 私カラ御答致シマス、此第四條ニアリマス通り、一條一項一號及ビ四號ノ如キ事業ガ、專ラ同様ニ一つノ條項ガ出テ來タノデ、注文者ト云フモノハ、ヤハリ土木請負人或	○吉田政府委員 私カラ御答致シマス、此第四條ニアリマス通り、一條一項一號及ビ四號ノ如キ事業ガ、專ラ同様ニ一つノ條項ガ出テ來タノデ、注文者ト云フモノハ、ヤハリ土木請負人或
ス、此第一條ノ今ノ私ノ質問ニ對シテ、何處マデモ土石砂礫ヲ採取スル事業ニ付定ガ、ドウシテ御付キニナルノカ、斯	ス、此第一條ノ今ノ私ノ質問ニ對シテ、何處マデモ土石砂礫ヲ採取スル事業ニ付定ガ、ドウシテ御付キニナルノカ、斯
モウ一度御説明致シマス、此四條ノ注文ト書キマシタ譯ハ、例ヘバ先ニ申シメント」山ヲ持ッテ居リマシテ、サウシテ請負人ガアッテ、其石ヲ掘ッテ、其	モウ一度御説明致シマス、此四條ノ注文ト書キマシタ譯ハ、例ヘバ先ニ申シメント」山ヲ持ッテ居リマシテ、サウシテ請負人ガアッテ、其石ヲ掘ッテ、其
材料ヲ「セメント」會社ニ提供スルト	材料ヲ「セメント」會社ニ提供スルト

云フヤウナ場合、若クハ倉庫業者ガ仲仕ニ或ル仕事ヲ委託シテ、其仕事ヲスルト云フヤウナ場合ニ、此「セメント」會社若クハ砂會社ヲ注文者ト考ヘテ居ルノデアリマシテ、其場合ニ於テハ、専ラ注文者ノ注文ニ依ツテ爲サレル時ニハ、其注文者モ前ノ三條ノ場合ノ數次ノ請負ト違ツテ居リマスルケレドモ、關係ハ經濟的ニハ似タモノデアリマスカラ、之ヲ保護スル爲ニ、ヤハリ注文者モ亦元請負人ト同ジヤウナ責任ヲ課スル、斯ウ云フ風ニ注文者、數次ノ請負ノ場合ニ於キマシテハ、元請人ト云フ者ニ責任ヲ負ハスコトガ、勞働者ノ保護上適當デアル、斯ウ云フ意味合デ、注文者ト數次ノ請負ノ場合トヲ別ケテアルノデアリマス

テ責任ヲ負フト云フ意味合デアリマシテ、其場合ニ付テハ、恰モ數次ノ請負人ノ場合ニ於ケル元請負人ニ責任ヲ持タスト同ジャウニ、注文スル人、即チ「セメント」會社ニ保障的ノ地位ニ於テ保障的ノ債務ヲ負ハス、斯ウ云フ意味デアリマス

切ッテ働クト云フ事ハアリマセウガ、  
ソレハ其事業ノ一部分ノ仕事ニナルノ  
デアリマス、繼續ノ仕事ニ對シマシ  
テ、丁度工場ノ係長トカ、第何工區ノ  
組頭トカ云フ風ニ考ヘラレルヤウナ事  
デアリマシテ、斷片的ノ工事ニ於ケル  
下請ト云フモノトハ、本來仕事全體ニ  
對スル關係ガ違ッテ居ルノデゴザイマ  
ス、餘リ著シクソレガ事業主ノ仕事ト  
離レテ居リマスレバ、一ツ一ツノ工事  
ヲヤツテ居ル人間ト云フモノモアリ得  
マセウ、其時ニハ工事ニ關スル規定ガ  
適用ニナリマスガ、多クノ場合ニサウ  
デアリマセズシテ、此處ノ小頭、此處  
ノ親方ト云フヤウナモノニナリマシ  
テ、工事ノ一部分ヲ形成シテ居ルモノ  
デアルト見ルコトガ穩當デアラウ、隨  
ニソレ等ノ繼續的ノ仕事ニ付キマシテ  
ハ、土木建築工事ノヤウナ請負、下請  
ニ關スル規定ヲ其儘使ヒマスル必要、  
實益ト云フモノガアルマイト云フ考  
デ、注文主ト事業主ノ關係ヲ律スルニ  
止メテアリマス

若シモ本法ノ關係ニ於テ、下請關係ノ契約問題デナイト云フヤウニ、假ニ脫法的ニ免レントシタ場合ニ於テハ、所謂第三條ノ適用ガ——其利益ガドウ云フ工合ニナルカト云フコトハ、先ヅ後廻シニ致シマシテ、少クトモ第一條ノ第一項ニハ、第三條ノ關係ガ起ツテ來ルト云フ問題ガ、事實上私ハ起ツテ來ルト思ヒマスガ、サウ云フトキニハドウ致シマスカ、本法ガアルガ故ニ、サウ云フ契約ヲ結ンデ、下請ト云フヤウナ關係ガ起ツテ來タ場合ニハ——起ラヌト斷定サレマスガ、起リ得ルコトヲ吾々ハ豫想出來ルト思ヒマス、サウ云フトキニハドウシマスカ

レル者ガアルトイケナイト云フ趣意デ  
ハナイノデアリマス、詰リ元請人ト下  
請人ノ間、又注文主ト事業主ノ間ニ、  
一種ノ連帶的ナ關係ヲ付ケマシテ、サ  
ウシテ其何レカニ對シマシテ請求ヲス  
ル途ヲ開イテアルノデアリマシテ、砂  
鑛山、石山等ニ於テアリマスル事業範  
圍内ノ、所謂アナタノ御考ニナッテ居  
リマスル下請式ノ丁場ニ於キマシテ、砂  
扶助ノ事由ガ發生致シマシタナラバ、  
ソレハ事業主ノ責任ニナルト云フコト  
デ、立派ニ問題ガ解決スルノデアリマ  
ス

○原委員 ソレデ漸ク分リマシタ、次  
ニ私ガ御尋致シタイノハ、田中内閣ノ  
當時ニ於キマシテハ、數次ノ請負ノ場  
合ニ於テハ、連帶シテ責任ヲ負ヘト云  
フ、連帶ノ規定ガアッタ、此連帶ノ規  
定ト云フモノハ、私ハ非常ニ重大ナル  
労働者ノ保護ノ規定ダト思ッテ居ルノ  
デアリマス、然ルニ本法ニ於テハ、此  
連帶ノ規定ヲ御省キニナッタ、即チ只  
今政府委員ノ御説明ニ依ルト、一工ヲ  
數人ニ依リテ分割シテ請負ヲ爲ス場  
合、此兩者デ御決メニナルト云フコト  
デアリマスガ、例ヘバ茲ニ一つノ事業  
ヲヤル場合ニ、數人ニ分ッテヤツテ居  
ル場合デモ、根本ガ一ツデアッタナラ  
バ、サウシテ一人ガ拂フ能力ガナケレ

バ、連帶デ拂ハナケレバナラスト云  
フ、連帶ノ責任ヲ持タシタト云フコト  
ハ、實ニ重大ナル労働者擁護ノ地位ニ  
ウシテ其何レカニ對シマシテ請求ヲス  
ル途ヲ開イテアルノデアリマシテ、砂  
鑛山、石山等ニ於テアリマスル事業範  
圍内ノ、所謂アナタノ御考ニナッテ居  
リマスル下請式ノ丁場ニ於キマシテ、砂  
扶助ノ事由ガ發生致シマシタナラバ、  
ソレハ事業主ノ責任ニナルト云フコト  
デ、立派ニ問題ガ解決スルノデアリマ  
ス

○吉田政府委員 此扶助ノ責任ヲ十分  
ニ果シマスルト云フ上カラ申シマスレ  
バ、第一ニ何人ガ扶助責任者デアルカ  
ト云フコトヲ、明瞭ニ致シマスルコト  
ガ必要ナノデゴザイマス、今回ハ扶助  
責任ト云フモノハ、第三條ニアリマス  
ル通リニ、數次ノ請負ニ於テ爲シタル  
場合ニ於キマシテハ、元請負人ト直接  
ノ總體ノ事業主ト云フ者ヲ以テ、先づ  
工事ニ付テノ事業主ト云フコトニ致シ  
タノデアリマス、併ナガラ左様ニ數次  
ノ請負人ガアリマスル場合ニ於キマシ  
テ、其下請人ヲシテ扶助ヲ引受ケシメ  
ルト云フコトノ契約ノ明瞭デアリマス  
ル場合ニハ、其下請人モ亦自分ノ請負  
分ニ果サセルコトニ、便利ニナッタカ  
ト思フノデアリマス

○原委員 責任ノ歸屬ハ自ラ歸屬スル  
テ、私カラ御答スルノガ適當デアルカ  
ドウカ分リマセヌガ、私ノ考ヲ申上ゲ  
マスレバ、請求者ノ方カラ見レバ、義  
務者ノ方ガ連帶責任ヲ負フト云フコト  
ガ、安全デアルト考ヘルノデアリマ  
ス

○泉二政府委員 只今ノ御質問ニ對シ  
テ、私カラ御答スルノガ適當デアルカ  
ドウカ分リマセヌガ、私ノ考ヲ申上ゲ  
マスレバ、請求者ノ方カラ見レバ、義  
務者ノ方ガ連帶責任ヲ負フト云フコト  
ガ、安全デアルト考ヘルノデアリマ  
ス

○原委員 私ハ唯法律上ノ根本精神ガ  
何處ニ在ルカト云フコトヲ、今泉二政  
府委員カラ御聽キ致シタノデアリマス  
ガ、今泉二政府委員ガ仰セラレル通  
ガ、兎ニ角請求者デアル労働者ノ方カ  
クナルト云フ理由ハ、ドウシテモ出テ  
來ナイ、然ルニ此規定ヲ御省キニナッタ  
ト云フコトハ、即チ労働者ニ取ッテ重  
大ナル擁護ノ法則ヲ、田中内閣ノ當時

カラ見タラ、御省キニナツト私ハ恩  
フノデアリマス、ドウ云フ譯デ連帶ノ  
規定ヲ御省キニナツテ、ソレガ労働者  
ノ爲ニ宜イト仰セラレルノデアリマス  
カ、モウ一言ソレヲ御伺致シマス  
○吉田政府委員 連帶ト云フコトカ  
ラ、連帶ト云フダケニ付テ見マスル  
ト、泉二政府委員ノ仰シャル通リナノ  
デアリマスガ、御承知ノ通リニ請負ハ  
大キナ工事ニナルト、ズット數次ノ請  
負ニ依ツテヤラシテ居ルノデアリマス  
ノデ、又只今御話ノ如ク、其中ニハ資  
力ノ十分ナモノモアレバ、十分デナイ  
モノモアル、併ナガラ此責任ノ歸屬、  
労働者トシテハ彼方ヘ行ツテ宜イノカ、  
此方ヘ行ツテ宜イノカト云フコトヲ、  
初メカラ豫定セラレテ居リマシタ方  
ガ、請求ヲ致シマスル上ニ於キマシテ  
非常ニ安心デアリ、便利デモアルノデ  
アリマス、又請負人ノ方カラ申シマシ  
テモ、此人間ガ責任ヲ負フノダト云フ  
コトガ、初メカラ分ツテ居リマスレバ、  
其積リデ請負關係ガ決メラレルノデア  
リマス、請負ヲ致シマスレバ、ソレニ  
對シテ報酬ガ入ツテ來ル、其報酬ノ取  
リ方モ、何人ガ責任ヲ負擔スルカラ、  
ドレダケノ價額デ落サウト云フコト  
ガ、初メカラ決マッテ居リマスレバ、  
其積リデ、ソレダケノ用意ガ出來テ掛  
ルノデアリマスノデ、御承知ノ通り前

ノ案ハ、但シ事業ノ全部又ハ一部ガ數  
請負人、其各請負人ヲ其事業主トスル  
ノダ、其場合ニ於テハ、各事業主ハ其請  
負フタ事業ノ労働者ニ付テハ、連帶シ  
テ扶助ノ義務ヲ負擔スル、斯ウ云フコ  
トニナッテ居リマスノデ、今回ハ斯様ニ  
改メマシテ、書面ヲ以テ契約ヲシテ居  
ル場合ニ於テハ、下請負人モ、其契約  
ヲシタ請負人モ、請負フタ工事ノ事業  
主トナル、此場合ニ於テ事業主ハ二人  
アル譯デスガ、元請人デアリマス事業  
主ト、扶助ノ責任ヲ引受ケル下請人ト  
ノ間ノ關係ハ、第三項デ律セラレテ居  
リマスノデ、是ハ恰モ連帶ニ於テ受ク  
ベキ實益ヲ、茲ニ此第三項ノ規定ニ依  
リマシテ舉グルコトニナッテ居ルノデ  
アリマス、素ヨリ元請人ハソレニ依ッ  
テ責任ヲ免レルノデハアリマセヌ、免  
レルノデハアリマセヌケレドモ、扶助  
ノ責任ヲ受ケタ下請人ニ對シテ、催告  
スルコトヲ請求スルコトガ出來ルト云  
フコトニ致シマシテ、連帶ト同ジ實益  
ヲ、元請人ト扶助ノ責任ヲ引受ケタ下  
請人トノ間ニ致スコトニ致シテアリマ  
ス、此第三項ノ規定ハ、一方二項ノ規  
定ト相俟チマシテ、労働者ノ爲ニモ何  
處へ行ツテ請求スレバ宜イカト云フコ  
トガハツキリナッテ居リマス、元請人ト  
下請人ト云フ者ガ、所謂嚴正ナ意味デ

連帶事業デハアリマスマイケレドモ、  
出來テ居リマスノデ、斯様ニ致シマシ  
タ方ガ、扶助ノ責任ヲ實行スル上ニ於  
テ、事實便利デアルト云フ考デ、斯ウ  
云フ制度ニ改メタノデアリマス  
○原委員 催告ノ點ハ又後デ御尋シタ  
イト思ヒマスガ、只今吉田政府委員ノ  
仰セニナル所ハ、何人ニ行ツテ宜イカ  
ト云フコトヲ、安心サセルト云フコト  
ヲ仰セニナリマスガ、安心ハ一ツノ所  
ヘ行クヨリモ、下請ナリ元請ナリ、其  
兩方へ行ケルトシタ方ガ、餘計労働者  
ハ安心スルデハアリマセヌカ、ソレガ  
下請ノ方ニ限ルンダ、或ル元請ノ方ダ  
ケシカ行ケナイノダト云フコトニナレ  
バ、ソレダケ労働者ト云フモノハ不利  
益ニナルノデ、安心シテ労働ニ從事出  
來ナイト云フノガ、寧ロ觀念デハアリ  
マセヌカ、一人ダケト云フヨリモ、數  
人アルンダト云フ方ガ、私ハ労働者ノ  
爲ニ利益ニナルノデハナイカト思ヒマ  
ス、其點如何デスカ

○吉田政府委員 扶助ノ責任ヲ引受ケ  
ル人ガ多イ、誰ニデモ行ケルト云フ關係  
カラ御覽ニナリマスト、一應宙デ想像シ  
タシ場合ニハ、左様ナ者モ起ルカト思  
フノデアリマスガ、愈、扶助ヲ受ケ  
ルト云フ時ニ、誰ノ所ヘモ行ケルンダ  
ト云フ反面ニ於キマシテ、誰ガ實際扶

助ノ責任ヲ受ケルノダト云フコトノ決  
マリマセヌコトハ、労働者ニ取リマシ  
テハ、却テ心許ナイコトナノデアリマ  
ス、通常は労働者ニ直接ニ接觸シテ  
居リマスモノハ、自分ノ使ハレテ居リ  
マスル下請人デアル場合ガ多イデアリ  
マセウ、多イデアリマセウケレドモ、  
事業全體ノ責任トシテ、注文主カラ金  
ヲ貰ッテ仕事ヲスル人ガ元請ナノデアリ  
リマス、ソコデ此金ヲ貰ッテ仕事ヲ請  
負ッテ居ル元請人トソレカラ現實ニ勞  
働者ヲ使ッテ居リマス下請人ト、此二  
ツガ労働者ノ扶助ノ責任ヲ果ス上ニ於  
キマシテ、最モ主要ナモノト考ヘルコ  
トハ、少シモ實情ニ遠ザカッテ居ルコ  
トデハゴザイマセヌノデ、左様ナ考ヲ  
以チマシテ、元請人ヲ以テ一應扶助ノ  
責任者トスル、サウシテ現實ニ労働者  
ヲ使ッテ居リマス下請人トノ間ニ契約  
シテ、扶助ノ責任ヲ引受ケタ場合ニ、  
事業主ガ元請人ノ所ヘ請求シテ參リマ  
シタナラバ、元請人ハ下請人ニ催告ガ  
出來ルト云フコトニ致シテアリマスカラ  
、少シモ労働者ト致シマシテハ、不  
安心ト云フコトハナイノデアリマス  
○原委員此三條ノ全體ノ規定ハ、恐  
ラク田中内閣ノ時ノ規定ノ正反對ニ、  
ハ確ニ事業主カラ、所謂元請人カラ頼  
マレテ、現政府ガ斯ウ云フモノヲ擁ヘ

<p>タト云フコトハ、ドノ點カラ見テモ、此三條程労働者ノ不利益ナ規定ハナイノデアリマス、第二項カラ第三項ニ行ケバ行ク程、今申シマシタ通り、豫メ吾々ハ法律ノ保護ヲ受ケル場合ニ於テ、元請カラモ貴ヘレバ、其次ノ下請カラモ貴ヘルノダト云フノデ、法ノ保護ヲ受ケルト云フ所ノ責任ノ歸屬ヲ決メテ居ル、其法律ニ依テ保護セラレタル所ノ其元請、其下請ト云フモノノ、ドチラニモ責任ガアツテ、金ヲ貴ヘルノダ、斯ウ云フ勘定ヲ以テ兩方ニ貴ヘルコトニシテアルノガ、ドウシテソレガ却テアブナイト云フコトヲ仰セニナルノデアリマスルカ、私ハソレガドウシテモ先づ解釋ガ付カナインデアリマス</p> <p>○吉田政府委員 ドチラカラモ貴ヘルト云フノガ、アブナイト云フ意味デ申上ゲテ居ルノデハナイノデアリマス、無論ダカラ貴フト云フノガ明確ナ方ガ、扶助ヲ受ケル者ニ取りマシテモ、其方ガ権利義務ノ關係ガ明瞭デアツテ便利デアル、斯様ニ申シテ居ルノデアリマス、無論一番ニ金ヲ手ニ入れる人ハ元請人ナノデアリマスカラ、本當ハ元請人ト云フモノガ、一切ノ事業カラ生ジマシタ責ヲ負フノガ當然ナノデアリマス、所ガ只今申シマシタ通り、下請人ガ現實ニ</p> <p>○富田政府委員 只今御説明シタ通り</p>
<p>○吉田政府委員 ドチラカラモ貴ヘルト云フノガ、アブナイト云フ意味デ申上ゲテ居ルノデハナイノデアリマス、無論ダカラ貴フト云フノガ明確ナ方ガ、扶助ヲ受ケル者ニ取りマシテモ、其方ガ権利義務ノ關係ガ明瞭デアツテ便利デアル、斯様ニ申シテ居ルノデアリマス、無論一番ニ金ヲ手ニ入れる人ハ元請人ナノデアリマスカラ、本當ハ元請人ト云フモノガ、一切ノ事業カラ生ジマシタ責ヲ負フノガ當然ナノデアリマス、所ガ只今申シマシタ通り、下請人ガ現實ニ</p> <p>○原委員 サウ云フコトヲ仰セニナルコトガ出來ルノデアリマス、サウ云フ關係デ、連帶トシテ何人モガ責任ガノデアリマス、サウ云フコトデ、其程度デ足リ得ルノデ、此方ガ労働者トシテ實際請求ヲ致シマスル場合ニハ、非ノデアリマス、サウ云フコトヨリモ、經濟的ニ大體</p> <p>○原委員 サウ云フコトヲ仰セニナルコトガ、強制保険ヲ爲サシムルト云フコトハ別デアツテ、本法ノ建前カラ云フト、其趣旨ガ保険契約ニ基イテ之爲ニ責任ヲ負ハスコトガ、先づ經濟上十分デアルト云フ考ト、保険ヲ取入れカラ達觀シテ、元請人ニ労働者保護ノ爲ニ責任ヲ負ハスコトガ、先づ經濟上、元請人ヲ原則ト致シマシタ、併ナタ關係上、豫メ之ヲ確定スルコトガ、</p> <p>○原委員 サウ云フコトヲ仰セニナルコトガ、保険スルカラ、サウ云フ利害ガ少ナイコトニナルトカナラストカ云フコトハ、是ハ別ノ問題デアル、本法ノ建前カラ云フナラバ、何處マデモ私ハ前田カラ云フナラヌ、尙ホ進ンデ吉田行カナケレバナラヌ、尙ホ進ンデ吉田政府委員ハ、三項ノ規定ヲ置イタカラ、置イタカラト仰セニナリマスガ、第三項ノ規定コソ尙更労働者ノ方ニ不利益</p>
<p>○原委員 サウ云フコトヲ仰セニナルコトガ、強制保険ヲ爲サシムルト云フコトハ別デアツテ、本法ノ建前カラ云フト、其趣旨ガ保険契約ニ基イテ之爲ニ責任ヲ負ハスコトガ、先づ經濟上十分デアルト云フ考ト、保険ヲ取入れカラ達觀シテ、元請人ニ労働者保護ノ爲ニ責任ヲ負ハスコトガ、先づ經濟上、元請人ヲ原則ト致シマシタ、併ナタ關係上、豫メ之ヲ確定スルコトガ、</p> <p>○原委員 サウ云フコトヲ仰セニナルコトガ、保険スルカラ、サウ云フ利害ガ少ナイコトニナルトカナラストカ云フコトハ、是ハ別ノ問題デアル、本法ノ建前カラ云フナラバ、何處マデモ私ハ前田カラ云フナラヌ、尙ホ進ンデ吉田行カナケレバナラヌ、尙ホ進ンデ吉田政府委員ハ、三項ノ規定ヲ置イタカラ、置イタカラト仰セニナリマスガ、第三項ノ規定コソ専更労働者ノ方ニ不利益</p>

デアル、第一即チ保障債務ト連帶債務ト違フ點ハドノ點カト云フト、此方ニ  
請求スレバ、オ前彼方ニ行ツテ資力ガ  
アルカナイカ確メテ來イト言ツテ追返  
ス、サウシテ愈々ソレガナイト云フト  
キニ於テ、此方ニ來ルト云フ風ニナッ  
タラ、實際労働者ハ催告權ト云フモノ  
ハ跳付ケラレテ、二年モ三年モ掛ツテ  
請求シテ、ドウシテ労働者ノ擁護ニ役  
立チマスカ、此三條ノ規定ハ私ハ全ク  
有名無實ニナル、ナゼカト云フト、只  
今社會局長モ仰セノ通リニ、元請ハ資  
力ト云フモノガ多イノデアリマス、ダ  
カラ下請人ハ往々ニシテ工事ヲ途中デ  
拠棄シテ遁ゲル、サウ云フ場合ニ於  
テ、肝腎ナ傷ヲ受ケタ人間ハドウナル  
カト云フトキニ困ルト云フ趣旨カラ、  
此元請ト云フ者ニ重大ナル責任ヲ負ハ  
スコトニナツテ居ルノデアリマス、ソレ  
デスカラ尙ホ此元請ニ連帶規定デ何處  
マデモ行ケルト云フコトニシテ——ソ  
レハ少クトモ三項ノ規定トシテ、斯ウ  
云フモノヲ置カレタコトニ依ツテ、事實  
上ハ元請ト云フモノハ責任ハ負ハヌト  
ラ請求シテ來タトキニ、先づ下請ニ行  
ケ、斯ウ云ツテ跳ネル、下請ト云フモ  
ノハ今何處カニ遁ゲテ行ツテ居ラヌ、  
立證トカ色々ナ問題デ、責任問題ガ起

ニテ來テ、實際ノ場合ハ勞働者ノ保護ニハ一ツモナラナイ、元請人ハ第三項ノ規定ニ依ッテ、元請人ハ事實上勞働者ノ災害扶助ノ責任ニ任ゼナイ形ニナル、本法ノ立法ノ理由ニナツテ居ル所ノ、今言フ責任保險ヲ附ケテアルカラ宜イ、ダカラ向更左様ナ規定ハ置ク必要ガナイ、何處マデモ前ノ立法ノ趣旨ニ基イテ、連帶責任ト云フコトヲ簡單ニ決メレバ足リル、二項ノ規定ニ於キマシテモ、斯ウ云フコトガ書イテアリマス「元請負人ガ書面ニ依ル契約ヲ以テ下請負人ヲシテ扶助ヲ引受ケシメタルトキハ其ノ下請負人モ亦其ノ請負ヒタル工事ニ付事業主トス此ノ場合ニ於テハ二以上ノ下請負人ヲシテ同一ノ工事ニ付重複シテ扶助ヲ引受ケシムルコトヲ得ズ」是ハ何處マデモ此但書ノ責任ハ、下請人デナシニ元請人ノ規定ニナツテ居ル、之ヲ規定シテアルカラ、元請人ノ重大ナル責任ガアルヤウニナツテ居リマス、所ガ第三項ニ行ツテポント跳ネテシマフ、又彼方ニ行ツテ請求シテ來イ、斯ウ云フ規定ヲ御置キニナツテ居ルコトハ、勞働者保護ノ立場カラノ立法デハナイト思ヒマス

トシテ元請人ニ左様ナ債務者ヲ特定スルコトガ、何人モガ債務者ダト云フ考へ方ヨリモ、元請人ヲシテ全部ノ責任念ナノデアリマス、唯下請人ト元請人トノ間ニ、確實ナ書面契約ヲ締結シマシタヤウナ場合ニ於テハ、下請人ニ對シテモ亦責任ヲ生ゼシメルコトトル、隨ヒマシテサウ云フ元請人ガ原則デアリマスケレドモ、下請人ニ請ケサセマシタ場合ニ於テ、第三條ノ場合ニ、是ハ御承知ノ通リニ民法上ノ檢索ノ抗辯ハ認メナイノデアリマシテ、唯一應催告スルト云フノ、デアリマスカラ、一應催告スベキコトヲ請求シテ、ソレデ行カナケレバ、直チニ元請人ニ參ルノデアリマシテ、決シテ此三項ノ規定ガアルカラト申シテ、元請人ガ責任ヲ負フノダト云フコトガ、三項ニ依テ労働者ニ非常ナ不便デアルトハ考ヘテ居ラナイノデアッテ、權利確保力モノニ債務者ヲ確定シタコトガ、労働者ノ保護上適當デアルト考ヘタ結果デアッテ、第三項ハ決シテ其元請主義ニ權ダケヲ認メタト云フニ過ギナイ、隨ナインオデアリマシテ、唯催告ノ請求人マシテ一つノ保障ニ下請人モ元請人

モ特別ノ義務ヲ負ツテ居ッテ、決シテ三  
項ト云フモノハ元請人ノ責任ヲ弱メル  
譯ニハナラヌノデアリマス

○原委員 是ハドウモ面白イコトヲ伺  
ヒマス、検索ノ抗辯ガナイト言フガ、  
検索ノ抗辯ト云フコトハ何所カラ出テ  
來ルカ、催告スル旨ヲ請求スルコトヲ  
得ト云フノガ、検索ノ抗辯ト云フノデ  
ハアリマセヌカ

○富田政府委員 催告ノ権利デアル、  
催告スベキ請求權ガアルト申シテ居リ  
マス

○原委員 催告ヲスルト云フコトハ、  
裁判所ニ於テ、先ヅアチラヘ行ッテ請  
求シテ下サイ、私ハ受ケマセヌト云フ  
コトガ、所謂検索ノ抗辯即チ此所ニ謂  
フ催告ノ請求デアル、ダカラ催告ヲ請  
求スルコトヲ得ト云フコトハ、即チ檢  
索ノ抗辯デアル、検索ノ抗辯ト云フコ  
トガ他ニ在ルナラバ聽カシテ下サイ  
ス

○富田政府委員 私ハ今條文ハ能ク記  
憶シマセヌガ、催告ノ抗辯ト検索ノ抗  
辯トハ差異ガアルモノト考ヘテ居リマ  
ス

○原委員 催告ト云フ問題ガ起ルカ  
ラ、検索ヲセイト云フコトニナルノデ  
ス、検索ノ抗辯ト云フコトハ、法律上  
直接何所ニ出テ居リマス

○富田政府委員 民法四百五十二条ハ  
「債權者ガ保證人ニ債務ノ履行ヲ請求

<p>シタルトキハ保證人ハ先ヅ主タル債務者ニ催告ヲ爲スベキ旨ヲ請求スルコトヲ得「トアリマス、四百五十三條ハ「債權者ガ前條ノ規定ニ從ヒ主タル債務者ニ催告ヲ爲シタル後ト雖モ保證人ガ主タル債務者ニ辨濟ノ資力アリテ且執行ノ容易ナルコトヲ證明シタルトキハ債權者ハ先ヅ主タル債務者ノ財產ニ付キ執行ヲ爲スコトヲ要ス」此四百五十三條ノ規定ハ、之ニハナイト云フコトヲ申上ゲテ居リマス</p>
<p>○原委員 サウシマスト結局執行ト云フヤウナ、サウ云フ具體的ノ規定ガナイダケデアリマシテ、少クトモ催告ヲ請求スルコトヲ得ト云フコトデスカラ、結局アツチヘ先キニ請求シテ來イカ</p>
<p>○富田政府委員 御説ノ通リデアリマス</p>
<p>○原委員 サウスルト、アツチカラ請求シテ來イト云フコトガ、即チ検索ノ内容ニナツテ來ルノデアリマス、検索ノ抗辯ト云フモノハ、私ハ内容ハ別々ナモノデハナイト思フ、ソレデスカラ、結局オ前ハアツチヘ請求シテ來イト云フコトヲ言ウテ、私ノ言フノハ結局自分ノ方デハ請求ヲ受ケナイト云フコトデアル、唯催告ヲスルコトヲ得ト云フノデ、検索ノ抗辯ガナイカラ、唯請求</p>
<p>○原委員 サウスルト、アツチカラ請求シテ來イト云フコトガ、即チ検索ノ内容ニナツテ來ルノデアリマス、検索ノ抗辯ト云フモノハ、私ハ内容ハ別々ナモノデハナイト思フ、ソレデスカラ、結局オ前ハアツチヘ請求シテ來イト云フコトヲ言ウテ、私ノ言フノハ結局自分ノ方デハ請求ヲ受ケナイト云フコトデアル、唯催告ヲスルコトヲ得ト云フノデ、検索ノ抗辯ガナイカラ、唯請求</p>
<p>○原委員 凡ソ裁判所ノ手續ノ問題ヲ離レテ、法律上最後ノ運用ガ出來ナス</p>
<p>○吉田政府委員 牧野サンノ御話ノ立</p>

モ、簡易迅速ニヤルト云フ趣旨ニ適フ  
ダラウト云フ、今回ノ法案ノ見方モ、  
是亦誤デナイト思フノデアリマス、ソ  
レデ今回ノ法案ノ見方ニ於キマシテ  
ハ、何人ガ事業主デアリ、何人ガ扶助  
責任者デアルカト云フコトヲ、出來ル  
ダケ明瞭ニスル、斯ウ云フ建前デ以テ  
元請人ヲ以テ事業主ニスル、併ナガラ  
事實ノ労働者ノ使用ノ關係ニナリマス  
ト、下請人ガ直接ニ労働者ヲ使用スル  
場合ガ多イノデアリマスカラシテ、ソ  
コデ左様ナ場合ニ於テハ、ドッヂニデ  
モ行ケルト云フコトデナクシテ、尙ホ  
又當初ノ趣旨ニ戾リマシテ、何人ガ責  
任ヲ帶ビルカト云フコトヲ明確ニスル  
意味ヲ以チマシテ、特ニ書面契約ニ依  
ツテ下請人ニ扶助ヲ引受ケシメルコト  
モ出來ル、是亦扶助ノ引受人ノ明確ヲ  
期スル意味ニ於テ、左様ニ致シテ居ル  
ノデアリマス、尙又其他ノ場合ニ於  
テ、第三項ノ規定ニ依リマシテ、元請  
人ガ扶助ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於キ  
マシテハ、下請人ニ對シテ先づ催告ス  
ルト云フコトヲ、元請人ニ認メテ居リ  
マスルコトハ、是モ責任ノ歸屬ヲ明カ  
ニシテアルノデアリマスルカラ、催告  
ハ先づスベキデアルト云フ結末ヲ附ケ  
マスルコトハ、是ハ亦極メテ至當ナノ  
デアリマス、催告ヲ受ケマシテ下請人

ガ拂ハナイト云フ場合ニハ、ソレハヤ  
ハリ元請人ニモ請求シ得ルノデアリマ  
ス、下請人ニモ請求シ得ル、元請人ニ  
モ請求シ得ル、催告ヲスルコトヲ求メ  
ルト云フコトニ依リマシテ、決シテ勞  
働者ガ扶助ヲ受ケルノニ不便ニナルト  
云フコトハナイト考ヘマス、左様ナ意  
味デ、各請負人ガ皆事業ニ付テ事業主  
トシテヤツテ行クノダト云フ、前回ノ  
法案ノ建前ト、今回ノ法案ノ建前ト  
ハ、事業主ト云フモノヲ一定スル、サ  
ウシテ下請ノアル際ニ於テハ、下請ト  
元請トノ間ノ關係ヲ明確ニスルト云フ  
ノニハ、ソレハ取扱方、考ヘ方ニ無論  
差異ハゴザイマスケレドモ、ドチラト  
シテモ其理由ハ付カヌコトハアリマセ  
ヌ、本法ノ趣旨ト致シテ居リマスル所  
ハ、権利義務ノ關係ヲ明確ニスルト云  
フコトヲ主ニシテ居リマス、是ガ實際  
ノ扶助ノ場合ニ於テ、事實便利デアラ  
ウト云フ見地カラ、立案セラレテ居ル  
次第デアリマス

委員ノ御説明ヲ承リマスト、立法ノ建前ガ違ツテ來テ居ルノヂヤナイカト云フコトヲ思ハセラレタノデアリマス、事ノ是非ハ別トシテ、此點ヲ明カニシテ置ケバ、質問應答ノ其内容ガ明カニナルカト思ヒマスルノデ、重ネテ御伺致シマスト言ヒマスノハ、昭和四年ノ提出ノ法律案ハ、之ヲ請求者本位、権利者本位デ立案シタ、今回ノ立案ハ義務者本位カラ立案シタ、片方ハ権利者本位デアリマスカラ、連帶請求ヲ許シテアルガ、今回ハ義務者本位デアリマシテ、連帶ニサレテハ紛ハシイ、又ウルサイ、又問題ヲ起シ易イ、ダカラシテ先づ主タル義務者ヲ定メテ、次ニ第二、第三ノ義務者ヲ定メルノガ宜クハナイカ、ソレハ権利者ノ方ニ對シテ幾分ノ不利益ハアル、ケレドモ結局ハ前立法ノ趣旨トシテ、最後ノ利益ハ失ハナイノダト云フ、兩者ノ差異ヲ來スノデハナイカ、ソコデ問題ハ、弱イ労働者ヲ保護スル場合ニ於テハ、連帶ノ規定ニシテ置ク方ガ宜イノデハナイカ、強キ場合ノ方ヲ主トシテ請求者トシテ行ク時ニハ、大ナル相違ハナイケレドモ、弱イ労働者ヲ主トシテ行ク時ニハ、連帶ニスル方ガ宜イノデハナイカト云フノガ、原委員ノ質問ノ趣旨デアリマス、ソコデ政府ハイヤ下請ニ能力ノナイ場合ニハ、元請ヘ行き得ルノダ

言ハレルケレドモ、結局ノ議論デハナ  
イ、ソコデ質問ノ要點ハ、要スルニ建  
前ガ違テ來タ、昭和四年ノ方ハ、何  
處マデモ請求者本位デ出來テ居ル、今  
度ノハ請求ヲ受ケル義務者本位デ立案  
サレテ居ル、義務者本位デ立案シタ方  
ガ、結局義務者ガ明確ニナッテ、サウ  
シテ元請ヘモ請求ガ出來ルノダカラ、  
結局ノ所ニ於テ別段利益ハ剥奪ハシテ  
居ナイノダ、斯ウ云フ御説明ニナルノ  
デハナイカト思ハレマスノデ、其趣旨  
ヲ明確ニシタイト云フ爲ニ、此私ノ質  
問ヲ致シマシタ次第デ、御答辯ヲ戴キ  
マスレバ結構デアリマス

論内部關係ニ於キマシテハ、皆ニ負擔ノ義務ガアルト云フコトデハナクシテ、其ノ中ノ誰カ、經濟的ニハ負擔スルコトニ決マツテ居ルト考ヘネバナラヌノデアリマス、ソレカラ此法ニ於キマシテハ、負擔ヲスル人間ヲ法律ノ上デ明確ニシテアル、下請ノアル場合ト雖モ、ハツキリシタ書面ノ取決メノナイ場合ニ於キマシテハ、何時デモ元請人ガ責任ヲ持ツ、一切ノ責任ヲ元請人ガ背負込ム、是ハ先程富田政府委員カラモ言ハレマシタヤウニ、今回此種ノ事業ニ付キマシテハ保険ガアルト云フコトモ、無論一ツノ理由デアリマスガ、本法ノ建前ト申シマスカ、此土木ノ關係ニ付テ考ヘマスナラバ、是ハ責任保險ト此法律ト併セテ一體トナルト考ヘテモ宜イ位ニ密接ナ關係ガアルノデアリマス、其事ハヤハリ本法ヲ考ヘル上ニ於キマシテモ考慮ノ中ニ入レテ宜シイ、又入レナケレバナラヌコト、考ヘルノデアリマス、ソコデ元請人ガ責任ヲ負フ、併ナガラ明確ナ取決メノアリマスル場合、其元請ト或ル一人ノ下請トノ間ニ明確ナ取決メノアリマス場合ニハ、ソレハ其下請ニモ扶助責任ヲ負フ意味ノ事業主トスルト云フコトニ致シマシテ、少シモ權利關係ノ明確ヲ損ハナイノデアリマス、ソコデ實際ニ勞働者ヲ使ツテ居ル下請ニ對シテ、ヤ

ハリ事業主トシテノ資格ヲ認メル、サウ云  
ウシテ是ハ明確ニ當事者ノ間デサウ云  
フコトニ取決メタノデアリマスカラ、  
ノデアリマスケレドモ、尙ホ拂ハナイ  
ト云フ時ニ、ソレナリデ請求者ガ退却  
シテシマハネバナラヌト云フコトニナ  
ラヌ爲ニ、ヤハリソレハ元請人ニモ責  
任ヲ免除スルト云フコトニハナツテ居  
ラヌト云フ意味デ、牧野サンノ言ハレ  
マス所謂事業主本位ト云フコトデヤツ  
テ居ルノデハゴザイマセヌ、支拂ヲス  
ル人間本位ト云フコトデヤツテ居ルノ  
デハゴザイマセヌ、此立案ノ趣旨ハ、  
只今ノヤウニ最モ簡易ニ明確ニ當事者  
ヲ明カニシテ置キマシテ、又請求者ガ  
ドッヂニ行ッテ宜イカ適從スル所ヲ知ラ  
ナイト云フヤウナ不便ヲ救ハウト云フ  
コトガ、主眼ニナツテ居ルノデアリマ  
ス

サレルト云フ問題ニナッテ來タノデハ  
ナイカト思ヒマス、唯前段ニ於キマシ  
テ、原委員ト政府トノ質問應答ヲ承  
テ居リマシテ、私ノ感ジマシタ點ハ、  
元請負人、或ハ直接労働者ヲ使ッテ居  
ル人間、此二人ガ明確ニ責任ヲ明カニ  
スルト云フコトハ、政府ノ趣旨ガ宣イ  
カト思フノデアリマス、ト申シマスノ  
ハ、ヤハリ五人モ六人モガ連帶責任ニ  
ナツテ居ルト云フ場合ニハ、勢ヒ義務  
觀念ガ薄弱ニナツテ來ル、サウ云フ所  
デハ鬼角話ヲスルノニ纏リガ遅イト云  
フコトガアリ得ルト思フノデアリマス  
カラ、私ハ此點ニ於テハ、元請負人ト  
直接労働者ヲ使ッテ居ル者トノ間ニ、  
責任ヲ明カニシテ置クコトガ宜イカト  
思フノデアリマスガ、唯其點ニ於テ原  
委員ガ贊成出來ナイト云フ所以ノモノ  
ハ、恐ラク此第三項ニアル下請負ニ對  
シテ、先づ催告スベキ旨ヲ請求スルコ  
トガ出來ルト云フ此言葉ハ、連帶責任  
ト云フ觀念ヲ打壊シテ居ル、是ハ政府  
ノ言フ所ハ、ドウモ私共諒解出來ヌノ  
デアリマスガ、此元請負人ト、下請負人  
トノ關係ハ、請求者タル労働者ニ取  
テハ關係ガナイコトデアリマシテ、ソ  
レハ元請負人ト下請負人トダケノ關係  
デアリマス、デアリマスカラ、若シ吾  
吾ガ下請負人ニ請求ニ行キ、下請負人  
ガ困ル、或ハソコデ金ガ貰ヘサウデナ

カツタ場合ニ元請負人ノ所ニ請求ニ行  
ツタ場合ニ、此條文ガ示スヤウニ、先  
づ下請負人ノ方ニ行ツテ吳レト云フノ  
デナクシテ、下請人ガ拂フコトニナッ  
テ居ルガ、拂ハヌナラバ自分ノ方ニ責  
任ガアルカラ拂フガ、一應下請人ニ聞  
イテ見マスカラ、三日待ツテ吳レ、四  
日待ツテ吳レト云フ、サウ云フコトガ  
出來マスナラバ、此問題ハ原委員ト政  
府ノ意見ノ相違スル點ガ一致スルノデ  
ナナイカト私ハ思フノデアリマス、ド  
ウモ結局此第三條ニ於テ問題ニナルノ  
ハ、下請負人ノ所ヘ行ツテ、モウ一遍  
話ヲシテ來イト言ツテ突キ返スノデナ  
クシテ、自分ノ方ニ責任ガアルノダカ  
ラ拂フガ、併シ下請負人ガ拂フコトニ  
ナツテ居ルノデアルカラ、一應聞イテ  
見ルカラ三日待ツテ吳レ、四日待ツテ吳  
レト云フ精神ヲ、此法文ノ中ニ取入レ  
ルコトガ必要デヤナカラウカト思フノ  
デアリマスガ、如何デアリマスカ  
○吉田政府委員 數人ノ請負ノアリマ  
ス場合ニ、之ニ對シマシテ何人ヲ責任  
者トルカト云フコトハ、是ハ前ノ政  
府案が出來マシタ最初カラ、私ハ相談  
ニ與ツテ居リマシテ、隨分色々ナ意見  
ガ立チ得ルノデアリマシテ、可ナリ困  
難ナ問題デアリマス、隨テソレニ對シ  
テ色々ナ手段ヲ考慮シ得ル餘地ハ無論  
アルノデアリマスガ、勞働者ノ方カラ

申シマスト、一番直接致シテ居リマス  
モノハ下請負人デアル、何カ事故ガ起  
ツタ時ニハ、直グニ下請負デアル親方  
ノ所ヘ持込ンデ解決シテ貰フト云フノ  
ガ、一番手取リ早イコトデアリマス、  
隨テ扶助責任ト云フコトニ付キマシテ  
モ、其労働者ニ直接シテ居ルト云フ關  
係カラ致シマスト、寧ロ元請負人ヨリ  
ハ下請負人ノ方へ労働者ハ行キ易イノ  
デアリマス、所ガ資力ノ點、又其資力  
ノ本ニナリマスル工事全體ニ對スル支  
配權ト云フモノハ、元請負人ニアルノ  
デアリマス、其間ヲ如何ニ巧ミニ調節  
スルカト云フコトガ、立法ノ技術トシ  
テ残サレル所デアリマシテ、決シテ只  
今ノ御話ノヤウニ、元請負人ノ所ヘ労  
働者ガ來テ、サウシテ下請負人ニ貰ッ  
タラ宜イデヤナイカト云フコトハ、不  
自然ナコトデハナイノデアリマス、併  
ナガラソレガ契約ニ於テ明確ニシテ居  
ラヌト云フ場合ニ於キマシテハ、元請  
負人ト云フモノガ、此法ニアリマス通  
リ大體皆責任ヲ取ルト云フ建前ノ下ニ  
事柄ガ明瞭ニナッテ居ル、而モ労働者ノ  
密接シテ居ル下請負人ニ負ハセルト云  
フコトハ、ソレハ無理デアリマセウガ、  
事柄ガ明瞭ニナッテ居ル、而モ労働者ノ  
密接シテ居ル下請負人ノ所ニ行ッテ貰  
テ來イト云フコトハ労働者ニ取ッテ考  
ヘテ見ルト、無理トハ感ジラレナイト

思フノデアリマス、而モ其場合ニ於キ  
マシテハ、下請負人ト労働者トノ間ニ  
チャント契約ガ取交ハシテアルノデア  
リマセウカラ、下請負人ガ多ク拂フデ  
アリマセウ、拂ハナイト云フコトハ、  
元請負人ニ對スル義務違反ニナルノデ  
アリマスカラ、内部ニ於キマシテ、又  
金ノ遣リ取リヲシテ解決ヲ付ケネバナ  
ラスト云フ問題ヲ、後ニ殘ヌノデアリ  
マスカラ、多ク拂フコトト思フノデア  
リマス、決シテ下請負人ニ行ツテ貰ッテ  
來イト云フコトハ、是ハ労働者ノ爲ニ  
不利益ニナルト私共ハ考ヘテ居ナイノ  
デアリマス

ト元請人トハ、ドチラモ事業主トシテノ義務ガアル、ソレヲ下請負ヨリ元請所へ行クコトガ出來マセヌカラ、便宜上元請負人ノ方へ行クタ方ガ地理的ノ關係ニ於テ宜イト云フ場合ニハ、先ヅ下請負ノ方へ行クト云フ權利ヲ法文デ明カニ認メルコトハ、ソレハ下請負人ト元請負人トノ間ノ關係デアツテ、労働者ニ對シテハ、サウ云フ關係ヲ明瞭ニシナイ方ガ宜イノデハナイカト云フ意味ナノデアリマス

○吉田政府委員　只今例ニ御舉グニナリマシタ如ク、最初ニ下請負人ニ對シマシテ請求シタ場合ニ、下請負人ガ拂ハナイト云フト、元請負人ニ參リマス、其時ニ元請負人ハ催告スベキコトヲ請求スルコトハ出來ナイノデアリマス、先ヅ下請負人ニ請求シテ居ルノデアリマスカラ、若シ多クノ場合ニ於テ、扶助ヲ受クベキ労働者ガ下請負人ニ對シテ請求スルノガ普通デアルト致シマスナラバ、其場合ニハ下請負人ノ拂ハナイ時ニ、直グ元請負人ニ請求出來ルノデアリマスカラ、丁度御期待ニナリマス趣意ニ、此三項ト云フモノハ副ウテ居ルト云フ結果ニナルト思フノデアリ

○西尾委員 元請負人ニ直グ行ク場合  
モ、土地ノ關係デアリ得ルノデアリマ  
ス  
○吉田政府委員 元請負人ニ直グ參リ  
マスト云フ場合ニ於テ、マダ下請負人  
ニ請求シテ居リマセズシテ、尙且元請  
負人ト下請負人トノ間ニ於テ、書面ニ  
依ツテ義務者ガ誰デアルト云フ取リ極  
メヲシテ居ル場合ニ於キマシテハ、元  
請人ガ下請人ニ一應請求シロト云フコ  
トハ言ヒ得ルノデアリマス、初メカラ  
下請ニ行ツタ場合ハ、三項ハ適用ニナ  
リマセヌ、隨テ労働者ノ利益ヲ、斯様  
ナ建前デ規定スルコトヲ無視シテ居ル  
ノデナクシテ、普通ノ下請ト労働者ノ  
間ノ關係ヲ頭ノ中ニ置キマシテ、實情  
ニ即スル意味デ、法律論ノ上カラダケ  
デナク、下請、元請ト云フコトノ實際  
ノ狀況ヲ能ク察知致シマシテ、ソレニ  
順應スルヤウニ、最モ請負人ノ爲ニモ、  
労働者ノ爲ニモ便利ト云フコトヲ主眼  
ニ致シマシテ、立案致シテアル次第ナ  
ノデアリマス